

令和生まれの企業を40万社確認 社長の年齢は40代が最多で6割

2019年5月に幕を開けた「令和」になって3年が経過したが、帝国データバンクが発表した「令和に生まれた企業の動向調査」結果によると、令和になって新設された企業は2022年4月末時点で全国に39万8749社と約40万社確認されたことが分かった。年別でみると、2021年（令和3年）が14万4178社で最多。設立年月別では、「2021年4月」が1万4527社で最も多く、最少は「2020年5月」（7486社）となった。最多となった「2021年4月」は、コロナ禍で設立が見送られていた案件や、コロナ禍で変化した需要に伴う新規事業の立ち上げが、4月の事業年度開始に合わせて動いたことが大きな要因。最少となった

「2020年5月」は、国内初となる緊急事態宣言の発出（2020年4月）に伴って人の動きが大きく制限されたことで会社設立を見送るケースが増えたり、官公庁における会社設立のための手続きが停滞したことが大きな要因とみられる。

社長の年齢が判明した1万9437社の社長の平均年齢は47.8歳となり、2021年の全国・全業種の平均年齢（60.3歳）を12.5歳下回った。年代別にみると、「40代」（6451社、構成比33.2%）が最も多く、「50代」（4531社、同23.3%）、「30代」（4158社、同21.4%）、「60代」（2246社、同11.6%）と続き、40代未満の社長が全体の59.5%と約6割を占めた。ちなみに、「60代」は11.6%、「70代」は4.6%を占めている。

住宅取得等資金の贈与の見直し 新非課税制度は適用期限2年延長

父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置は、2022年度税制改正において見直されたが、国税庁ではこれを受けて、新非課税制度の周知を図っている。見直しは、適用期限が2023年12月31日まで2年延長され、受贈者ごとの非課税限度額は、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた金額とされる。

具体的には、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした住宅用家屋の区分に応じ、(1)耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋は1000万円、(2)それ以外の住宅用家屋は500万円とされる。

新非課税制度は、贈与税の申告書の提出期間内に贈与税の申告書及び一定の添付書類を提出した場合に限り、その適用を受けることができる。また、新非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあっては特別控除（2500万円）を適用することができる。

受贈者等の要件では、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上（2022年3月31日以前の贈与の場合は、20歳以上）や、贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下（新築等をした住宅用家屋の床面積が40m²以上50m²未満である場合は1000万円以下）、贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をすることなどがある。